

平成29年度の山形市人事行政の運営等の状況の公表について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び山形市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年市条例第2号）の規定に基づき、市政運営の透明度及び公平性を高めるため、市職員の任免・給与等、平成29年度の人事行政の運営等の状況について、その概要を次のとおり公表します。

なお、他の年度の状況についても一部掲載しています。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数

※各年度4月1日現在（人）

部門	職員数		対前年 増減数	増減の主な理由	
	平成30年度	平成29年度			
一般行政部門	議会	16	16	0	
	総務	226	238	△ 12	組織体制見直しによる減、守衛業務委託化による減
	税務	108	108	0	
	民生	257	255	2	中核市移行準備業務の増
	衛生	124	108	16	中核市移行準備業務の増
	労働	3	3	0	
	農水	64	63	1	鳥獣対策業務の増
	商工	40	41	△ 1	観光基本計画策定業務終了による減
	土木	181	177	4	中核市移行準備業務の増、住宅施策実施業務の増
	小計	1,019	1,009	10	
特別行政部門	教育	277	274	3	東京五輪事前合宿調整業務の増、商業高校校舎等改築業務の増
	消防	256	253	3	消防体制強化による増
	小計	533	527	6	
公営企業等 会計部門	病院	584	569	15	医療体制強化による増
	水道	129	135	△ 6	業務委託の拡充による減
	下水道	46	47	△ 1	業務委託の拡充による減
	その他	71	71	0	
	小計	830	822	8	
合計	2,382	2,358	24		

注1：職員数は一般職に属する職員数。地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時及び非常勤職員を除く。

2：公営企業等会計部門の「その他」は、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療・卸売市場の各事業会計に属する職員の合計

(2) 採用者数の状況

(人)

職種区分	平成29年度				平成28年度				増減
	競争試験による採用	選考による採用	再任用による採用	小計	競争試験による採用	選考による採用	再任用による採用	小計	
行政	39	1	11	51	46	0	4	50	1
土木	5	1	1	7	4	0	0	4	3
電気	1	0	0	1	0	0	1	1	0
建築	3	0	0	3	2	0	0	2	1
化学	0	0	0	0	0	0	0	0	0
機械	1	0	1	2	1	0	0	1	1
林業	1	0	0	1	-	-	-	-	-
保健師	4	0	0	4	0	0	0	0	4
保育士	1	0	1	2	4	0	3	7	△ 5
管理栄養士	0	0	0	0	3	0	0	3	△ 3
獣医師	1	0	0	1	-	-	-	-	-
医師	0	13	0	13	0	13	0	13	0
看護師	11	0	0	11	18	0	2	20	△ 9
薬剤師	8	0	0	8	1	0	0	1	7
診療放射線技師	1	0	0	1	2	0	0	2	△ 1
臨床検査技師	1	0	0	1	1	0	0	1	0
臨床工学技士	1	0	0	1	0	0	0	0	1
理学療法士	1	0	0	1	-	-	-	-	-
作業療法士	1	0	0	1	-	-	-	-	-
言語聴覚士	0	0	0	0	1	0	0	1	△ 1
診療情報管理士	0	0	0	0	1	0	0	1	△ 1
指導主事	0	6	0	6	0	3	0	3	3
教員	0	4	0	4	0	2	0	2	2
消防士	11	0	1	12	14	0	1	15	△ 3
技能労務職	0	0	11	11	0	0	8	8	3
合計	91	25	26	142	98	18	19	135	7

注:「再任用による採用」⇒ 定年退職等で退職した職員を再び採用すること。

(3) 退職者数の状況

(人)

職種区分	平成29年度						平成28年度						増減
	定年	勸奨	普通	死亡	懲戒	小計	定年	勸奨	普通	死亡	懲戒	小計	
行政	21	4	0	0	0	25	20	1	3	1	0	25	0
土木	2	0	0	0	0	2	3	0	1	0	0	4	△ 2
電気	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0
建築	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2	△ 2
化学	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
機械	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	△ 1
保健師	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
保育士	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	△ 2
管理栄養士	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	△ 1
医師	2	0	12	0	0	14	2	0	13	0	0	15	△ 1
看護師	1	4	5	0	0	10	2	3	6	0	0	11	△ 1
薬剤師	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0
診療放射線技師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
臨床検査技師	1	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	2	△ 1
指導主事	0	0	4	0	0	4	0	0	5	0	0	5	△ 1
教員	1	1	2	0	0	4	2	0	3	0	0	5	△ 1
消防士	8	0	1	0	0	9	2	1	1	0	0	4	5
技能労務職	7	0	0	0	1	8	9	1	0	0	0	10	△ 2
合計	45	9	26	0	1	81	48	6	34	1	0	89	△ 8

注1:「定年」⇒ 職員の定年は60歳(医師・歯科医師は65歳)

2:「勸奨」⇒ 早期退職募集制度の適用を受け、定年前に退職すること。

3:「普通」⇒ 自己都合による退職などのこと。

4:「懲戒」⇒ 懲戒処分としての免職のこと。

5: 指導主事・教員については、転入・転出を含む。

(4) 再任用職員数の状況

※各年度4月1日現在（人）

職種区分	平成29年度			平成28年度			増減
	フルタイム	短時間	小計	フルタイム	短時間	小計	
行政	0	28	28	0	27	27	1
土木	0	2	2	0	5	5	△ 3
電気	0	1	1	0	1	1	0
建築	0	0	0	0	0	0	0
機械	0	1	1	0	0	0	1
保育士	0	4	4	0	4	4	0
看護師	0	5	5	0	5	5	0
准看護師	0	1	1	0	1	1	0
臨床工学技士	0	1	1	0	1	1	0
言語聴覚士	0	1	1	0	1	1	0
消防	0	6	6	0	6	6	0
技能労務職	0	26	26	0	21	21	5
合計	0	76	76	0	72	72	4

注1:「再任用職員」⇒ 定年退職等で退職後、再び採用された職員のこと。任期を更新した職員を含む。

2:「フルタイム」⇒ 一般の職員と同様、1週当たり38時間45分勤務すること。

3:「短時間」⇒ 一般の職員より短い、1週当たり15時間30分～31時間勤務すること。

(5) 職員採用における競争試験の実施状況

(人)

試験区分	受験者数(A)			一次合格者数			二次受験者数			最終合格者数(B)			補欠合格者			倍率 (A/B)
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
上級行政	89	65	154	14	10	24	13	10	23	7	6	13	2	4	6	11.8
上級行政 (障がい者対象)	3	1	4	2	0	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	-
上級行政 (社会人経験者)	39	25	64	2	2	4	2	2	4	2	0	2	0	0	0	32.0
上級土木	10	3	13	3	1	4	3	1	4	1	1	2	0	0	0	6.5
上級電気	4	0	4	2	0	2	2	0	2	1	0	1	1	0	1	4.0
上級化学	7	3	10	4	1	5	4	0	4	3	0	3	1	0	1	3.3
保健師	1	19	20	0	7	7	0	7	7	0	4	4	0	2	2	5.0
獣医師	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1.0
獣医師 (再募集)	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1.0
獣医師 (再々募集)	4	1	5	4	1	5	4	1	5	4	1	5	0	0	0	1.0
薬剤師 (保健所業務)	5	2	7	5	2	7	5	2	7	3	0	3	1	1	2	2.3
薬剤師 (保健所業務)再募集	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	0	0	0	1.0
初級行政	23	35	58	6	10	16	5	9	14	0	6	6	0	1	1	9.7
初級土木	2	1	3	2	0	2	2	0	2	1	0	1	0	0	0	3.0
保育士	1	22	23	0	4	4	0	3	3	0	1	1	0	1	1	23.0
看護師	1	21	22	0	19	19	0	19	19	0	12	12	0	2	2	1.8
薬剤師 (病院業務)	1	3	4	1	3	4	1	3	4	0	3	3	0	0	0	1.3
臨床検査技師	0	4	4	0	4	4	0	4	4	0	1	1	0	1	1	4.0
作業療法士	1	2	3	1	2	3	1	2	3	0	2	2	0	0	0	1.5
言語聴覚士	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1.0
消防士 (大学卒業程度)	34	0	34	15	0	15	14	0	14	5	0	5	5	0	5	6.8
消防士 (高校卒業程度)	44	0	44	14	0	14	13	0	13	8	0	8	0	0	0	5.5
合計	273	208	481	79	67	146	75	64	139	39	38	77	10	12	22	6.2

2 職員の人事評価の状況

人事評価は、職員が発揮した能力や業績等を的確に評価し、職員の能力向上及び意識改革を図り、組織目標の達成及び職場内コミュニケーションの活性化を目的として、平成28年4月1日より一般職の全職員を対象に能力評価と業績評価を実施しています。

能力評価とは、職位に応じて求められる能力等について、職員として期待し求められる具体的な行動例を基準として設定し、その度合いを評価するものです。

業績評価とは、組織として要求される目標を基に、職員各自が業績目標を設定し、どの程度達成したかの評価をするものです。

評価結果は、任用、給与その他の人事管理の基礎として活用しています。

人事評価の方法	人事評価の期間	
能力評価		平成28年10月1日から平成29年9月30日まで
業績評価	前期	平成29年 4月1日から平成29年9月30日まで
	後期	平成29年10月1日から平成30年3月31日まで

3 職員の給与の状況

市職員の給与は、国家公務員の給与を基本として、市議会の議決を経て条例で定めています。

(1) 人件費の状況

(平成29年度普通会計決算)

住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	平成28年度の人件費率
246,951人	95,811,437千円	1,714,014千円	13,551,317千円	14.1%	14.2%

注: 住民基本台帳人口は、平成30年3月31日現在

(2) 特別職の給与の状況

区 分		月 額
給 料	市 長	1,066,000円
	副市長	843,000円
報 酬	議 長	740,000円
	副議長	690,000円
	議 員	640,000円

注: 期末手当の年間支給月数は、平成29年4月1日現在

市長、副市長は 3.10 月(6 月期: 1.475 月、12 月期: 1.625 月)

議長、副議長、議員は 3.25 月(6 月期: 1.525 月、12 月期: 1.725 月)

(3) 職員の初任給及び経験年数別平均給料月額

(平成29年4月1日現在)(円)

区 分		山形市				国	
		初任給	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	初任給	
一般行政職	大学卒	182,100	271,014	312,056	366,743	一般職	178,200
	高校卒	149,300	※212,500	258,733	315,533	146,100	
技能労務職	高校卒	146,700		※241,950	294,257		
薬剤師(保健所業務)	大学6卒	211,300					
獣医師	大学6卒	219,700					

注1: 経験年数は、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数

2: ※は、当該階層の職員数が3人以下のため近似階層の職員を含めた平均給料月額

(4) 職員給与費の状況

(平成29年度普通会計決算)

職員数 (A)	給 与 費				職員一人当たりの 人件費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
1,536人	6,050,471千円	1,296,685千円	2,329,550千円	9,676,706千円	6,300千円

注1: 職員手当には退職手当を含まない

2: 職員数は、平成29年4月1日現在

(5) 職員の平均給料・平均給与の月額及び平均年齢

(平成29年4月1日現在)

区 分		平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
国	行政(一)	330,531円	410,719円	43.6歳
山形県	一般行政職	342,900円	369,300円	44.1歳
山形市	一般行政職	325,800円	354,260円	41.3歳

注: 平均給与は、国の積算方法に倣った「国ベース」で算出

(6) 昇給の状況

区 分		一般行政職
平成29年度	職員数(A)	860人
	昇給した職員数(B)	736人
	比率(B/A)	85.6%
平成28年度	職員数(A)	840人
	昇給した職員数(B)	727人
	比率(B/A)	86.5%

(7) 職員の退職手当の状況

(平成29年4月1日現在)

区 分		山形市		国	
		自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
支給率	勤続20年	20.445月分	25.55625月分	20.445月分	25.55625月分
	勤続25年	29.145月分	34.5825月分	29.145月分	34.5825月分
	勤続35年	41.325月分	49.59月分	41.325月分	49.59月分
	最高限度額	49.59月分	49.59月分	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 (50歳以上の職員は、1年につき2%加算)		定年前早期退職特例措置 (45歳以上の職員は、1年につき3% (59歳は2%)加算)	
退職時の特別昇給		なし			
一人当たりの平均支給額		16,106千円			

注:一人当たりの平均支給額は、平成29年度の実績

(8) 特殊勤務手当の状況

(各年度普通会計決算)

	平成29年度	平成28年度
職員一人当たりの支給年額	16,772	15,421円
手当の種類	12種類	12種類
手当が支給された職員の割合	24.0%	23.1%

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
動産等差押手当	左記の業務の従事者	市税等の滞納処分のうち、財産の差押業務等	日額400円
行旅死亡人取扱手当	左記の業務の従事者	行旅死亡人の取扱業務	1件4,000円
社会福祉業務手当	社会福祉法第15条の規定による指導監督等を行う職員	極めて処遇困難な対象者宅を訪問しての指導監督業務等	日額500円
防疫手当	左記の業務の従事者	感染症の疑いのある者の救護業務又は感染症の病原体に汚染された物件の処理業務	日額290円
ごみ及びし尿直接接触処理業務手当	左記の業務の従事者	① ごみ及びし尿への直接身体的接触を伴う業務 ② 家畜の畜舎内における牛又は豚の伝染病の予防接種の補助業務	日額400円
特殊自動車運転手当	左記の業務の従事者	道路交通法施行規則第2条の表に掲げる大型特殊自動車及び小型特殊自動車(道路整備用特殊自動車等)の運転業務	日額260円

消防夜間特殊業務手当	交代制勤務を正規の勤務とする消防職員	深夜の通信及び受付業務	1 勤務400～600円
高所作業手当	左記業務の従事者	地上又は水面10m以上の高所での消防活動又は保守営繕等の業務	日額又は1 勤務200～300円
機関員手当	機関員に指定された消防職員	消防ポンプ自動車の機関操作業務	勤務200円
夜間除雪作業手当	左記業務の従事者	深夜に行われる道路の除雪業務	1 勤務1, 500円
夜間守衛業務手当	守衛業務に従事する職員	正規の勤務時間としての深夜勤務	1 勤務600円
消防感染危険手当	消防職員で左記の業務に従事した職員	救急、火災防御及び救助のため出勤し、当該業務に従事した際の死体、出血者及び感染症感染者の措置業務	1 勤務200円

(9) 時間外勤務手当

(各年度普通会計決算)

	平成29年度	平成28年度
職員一人当たりの支給年額	336,325円	341,356円

(10) ラスパイレス指数(行政職給料表適用職員を対象)

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

平成29年度	平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度
101.6	101.6	100.5	100.3	108.5(100.2)

注:平成25年度の欄における括弧書き内の値は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律による減額措置がないとした場合の参考値

(11) 通勤手当及び期末・勤勉手当

(平成29年4月1日現在)

	山形市			国		
	通勤手当	交通機関利用の場合 自動車等の場合	限度額 月額 55,000円 通勤距離に応じて 月額 6,000～24,500円	交通機関利用の場合 自動車等の場合	限度額 月額 55,000円 通勤距離に応じて 月額 2,000～31,600円	
期末手当 勤勉手当		期末手当 勤勉手当		期末手当 勤勉手当		
	6月	1.20月分 0.825月分	6月	1.225月分 0.85月分		
	12月	1.35月分 0.925月分	12月	1.375月分 0.95月分		
	合計	2.55月分 1.75月分	合計	2.60月分 1.80月分		

(12) 地域手当

(平成29年4月1日現在)

	山形市	国
東京都で在勤する職員	給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額の100分の20	俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額の100分の20
医師	給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額の100分の16	俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額の100分の16

注:国の俸給は山形市の給料に、俸給の特別調整額は管理職手当に相当する。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間、各種休暇等の勤務条件については、市条例・規則において定められています。

(1) 勤務時間(週38時間45分勤務の一般的なもの)

(平成29年4月1日現在)

勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間	1日の勤務時間
午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時	7時間45分

(2) 各種休暇の概要

○年次有給休暇 …… 1年につき20日付与(未取得日数分は20日を上限に、翌年に限り繰越し可能)

○病気休暇 …… 職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇

承認基準		取得可能期間
病気休暇(有給)	公務上又は通勤時の負傷又は疾病	必要と認められる期間
	結核性疾患	1年6月以内で必要と認められる期間
	悪性新生物による疾病等任命権者が特に必要と認める疾病	180日以内で必要と認められる期間
	上記以外の負傷又は疾病	90日以内で必要と認められる期間
	病気休暇・休職からの復職後も通常勤務が困難な場合	60日以内で必要と認められる期間中1日につき必要と認められる時間

○特別休暇 …… 結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として認められる休暇

承認基準		取得可能期間
特別休暇(有給)	公民権の行使	必要と認められる期間
	裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての裁判所等への出頭	必要と認められる期間
	骨髄移植のためのドナー登録・検査・提供	必要と認められる期間
	ボランティア活動	1年で5日以内
	結婚	連続する7日以内の期間
	女性職員の出産	産前8週以内、産後8週(多胎の場合は産前14週以内、産後14週)
	生後1歳6か月に達しない子の育児	1日90分以内(2回に分割可)
	親族の看護	1年で5日以内 (親族が2名以上の場合は10日)
	乳幼児の法定健康診査及び法定予防接種	必要と認められる時間
	親族の介護	1年で5日以内 (親族が2名以上の場合は10日)
	女性職員の生理	必要と認められる期間
	妊産婦法定健診	必要と認められる時間
	妊娠職員の母体・胎児保護のための通勤緩和	出勤又は退勤時につき1日を通じて1時間以内
	妊娠職員の母体・胎児保護のための休息及び補食	必要と認められる時間

妻の出産	2日以内
妻の出産に当たっての、その出産に係る子又は小学校就学前の子の養育	産前6週以内、産後8週以内の期間で5日以内
忌引	続柄等に応じ、連続する1～10日以内の期間
追悼行事	1日以内の期間
夏季休暇	7～9月の間に6日以内の期間
冬季休暇	12～3月の間に3日以内の期間
感染症発生による交通遮断及び入院	必要と認められる期間
住居の滅失又は損壊(のおそれ)	15日(おそれがある場合は3日)以内の期間
災害等発生による通勤困難	必要と認められる期間
通勤途上における災害等発生時の安全確保	必要と認められる期間

○介護休暇・・・職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇

承認基準		取得可能期間
介護休暇(無給)	家族の介護	連続する6月以内の期間
介護時間(無給)	家族の介護	連続する3年以内の期間

5 休業の状況

休業とは、比較的長期にわたり、連続して勤務時間の全部または一部を勤務しないことができる制度です。

区分	平成29年度中に新たに育児休業取得可能となった職員		前年度からの育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児短時間勤務取得者数	配偶者同行休業取得者数
	52人	育児休業取得者数				
男性	52人	4人	1人	0人	0人	0人
女性	52人	52人	48人	3人	0人	0人
合計	104人	56人	49人	3人	0人	0人

(注)1:「育児休業」⇒子が3歳に達するまで休業することができる制度

2:「部分休業」⇒子が小学校就学の始期に達するまでの間、1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる制度

3:「育児短時間勤務」⇒子が小学校就学の始期に達するまでの間、短時間の勤務をすることができる制度

4:「配偶者同行休業」⇒外国に滞在する配偶者と生活を共にするため休業することができる制度

6 職員の分限及び懲戒の処分の状況

(1) 分限処分者数

「分限処分」は、公務能率確保の観点から、本人の意に反し、本人の身分を不利益に変動させる処分です。不利益処分のため、地方公務員法で定める事由に対応した処分のみ行います。

事由	平成 29 年度				平成 28 年度			
	降給	降任	休職	免職	降給	降任	休職	免職
心身の故障	0人	0人	6人	0人	0人	0人	6人	0人

- 注1:「降給」⇒ 現在の給料の額よりも低い額に下げる処分
 2:「降任」⇒ 現在の職位よりも下位の職位に下げる処分
 3:「休職」⇒ 一定期間職務に従事させない処分(一部給料の支給あり)
 4:「免職」⇒ 山形市職員としての身分を失わせる処分(退職手当の支給あり)

(2) 懲戒処分者数

「懲戒処分」は、職員の一定の義務違反に対し、職員の道義的責任を問うことにより公務の規律と秩序を維持することを目的とする制裁的な処分です。不利益処分のため、地方公務員法で定める事由においてのみ処分を行います。

主たる事由	平成 29 年度				平成 28 年度			
	戒告	減給	停職	免職	戒告	減給	停職	免職
法令違反	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務違反又は職務怠慢	0人	1人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
非行行為	1人	0人	2人	0人	0人	0人	1人	0人

- 注1:「戒告」⇒ 職員の義務違反の責任を確認するとともに、矯正を求め将来を戒める処分
 2:「減給」⇒ 一定期間、現在の給料の額から一定割合を減額する処分
 3:「停職」⇒ 一定期間職務に従事させない処分(給料の支給なし)
 4:「免職」⇒ 山形市職員としての身分を失わせる処分(退職手当の支給なし)

7 職員のサービスの状況

(1) 営利企業等への従事許可

地方公務員法の規定により、職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員等への就任、自ら営利企業を営むこと、及び報酬を得て事業に従事することができません。これは、職員の職務専念義務が損なわれることを未然に防止するため、また、職務の公正を確保し、職の信用を保持するための規制措置です。許可される場合の主な例として次のものがあります。

- ・ 部課長等が、市の出資法人の非常勤取締役等に無報酬で就任する場合
- ・ 職員が居住地区等の消防団員として、消火・水防業務等に従事する場合

(2) 職務専念義務の免除

地方公務員法の規定により、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、職員は、勤務中、職務に専念する義務が課せられています。例外的に、職務専念義務が免除される場合の主な例として次のものがあります。

- ・ 研修を受ける場合
- ・ 国、他の地方公共団体、学校その他公共の団体から依頼を受けて講演又は講義をする場合

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法の規定により、地方公共団体においては職員の退職管理に関する事項を条例等で定め、適正な管理を行うこととされています。

山形市においては、市条例及び規則を制定し、元職員による働きかけの規制等、適正な退職管理の取組を行っています。

職員の再就職の状況(平成29年7月1日～平成30年6月30日)

区分	再就職先		
	民間企業等	関係団体	その他
人数	3人	15人	0人

※ 対象者…在職時に課長級以上の職にあり、退職後2年以内の者のうち、営利企業等に再就職した者

9 職員の研修の状況

職員研修の実施状況(主なもの)

研修体系		主な概要	研修の区分	実施数	受講者数
集合研修	基本研修	職務遂行に必要な知識、技能、態度等を修得するために行う階層別研修	新規採用職員研修、一般職員研修、監督者研修、管理者研修	17件	829人
	特別研修	より専門的な知識や技能等を修得するための研修	政策研修、法令研修、実務研修等	12件	320人
派遣研修		専門的な知識や技術等を修得するため、職員を各種研修機関や団体等に派遣して行う研修		23件	59人
合 計				52件	1,208人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生事業の概要

共済組合とは山形県市町村職員共済組合を、互助会とは山形県市町村職員互助会を、厚生会とは山形市職員厚生会をいいます。

① 保健事業の概要(主なもの)

事業名	事業の概要	実施主体
健康診断	定期健康診断、がん検診	市・共済組合
人間ドック	日帰り人間ドック、1泊2日人間ドック、脳ドック	互助会・厚生会
メンタルヘルスケア	ストレスチェック、産業カウンセラー・臨床心理士による相談、カウンセラーによる電話相談	市・共済組合

② 給付事業の概要(主なもの)

事 項	共済組合	互助会	厚生会
職員が死亡したとき	埋葬料 遺族厚生年金	弔慰金	死亡弔慰金
職員が傷病になったとき	療養費・高額療養費 一部負担金払戻金 傷病手当金	一部負担金補助金	傷病見舞金
職員が出産したとき	出産費		出産祝金

③ 厚生会の事業費負担状況

職員一人当たりの掛金額	事業主の公費負担額	事業主の公費負担割合
給料月額×0.2%+500円	4,792千円	職員:事業主 = 1:0.14

(2) 公務災害の状況

	認定件数
公務災害	33
通勤災害	4
合 計	37

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、これを審査し、判定を行い、その結果、要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する機関に必要な勧告を行います。

平成 28 年度末 係属件数	平成 29 年度中 要求件数	平成 29 年度中処理件数		平成 29 年度末 係属件数
		却 下	判 定	
0	0	0	0	0

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

地方公務員法の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益な処分について不服申し立てがあった場合に、これを審査し、不服申し立てに理由があると認めた場合は、処分の取り消し、修正の裁決を行い、また、必要がある場合には、処分者に対し、職員がその処分によって受けた不当な取り扱いを是正するための指示を行います。

平成 28 年度末 係属件数	平成 29 年度中 要求件数	平成 29 年度中処理件数		平成 29 年度末 係属件数
		却 下	判 定	
0	0	0	0	0